

予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会

令和7年度第5回

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 予防接種課
令和7年8月8日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第5回説明会アジェンダ

アジェンダ	実施要領
I. はじめに	[2分]
II. タスク#6に係る説明等	[55分]
III.事務連絡	[3分]

■ 開催日時 :

- 8月8日（金）14:00～15:00

■ 開催場所・会議方式 :

- Web会議

■ 参加者 :

- 市区町村、都道府県
- 厚生労働省
- 事務局 三菱総合研究所（厚労省支援事業者）

■ 配布資料 :

- 本資料

はじめに・自治体説明会の進め方・スケジュール

第1回説明会

事業計画書作成のための 必須事項説明①

- 予防接種事務デジタル化の背景・目的(これまでの説明の振り返り)
- デジタル化を実現するために必要なタスク一覧とスケジュール
- 各タスク# 1～# 13の説明

第2回説明会

事業計画書作成のための 必須事項説明② 及び 事業計画書の作成依頼

- タスク# 15・# 16の説明
- デジタル化に伴う主な検討事項の検討状況
- 予防接種事務デジタル化に係る医療機関業務のパターン
- アンケート及び事業計画書の提出について
- 質疑応答

第3回説明会

その他周知事項の説明① 及び 先行実施の状況報告

- 第68回予防接種基本方針部会の報告（接種記録の保存期間について）
- タスク# 2に係る追加説明
- 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
- 先行実施の状況報告
- 質疑応答

6月27日

6月30日

7月4日

はじめに・自治体説明会の進め方・スケジュール

第4回説明会

その他周知事項の説明②

- タスク#1に係る追加説明
- 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン（接種済証の発行）
- 自治体と予予・請求システム間のデータ連携方法
- システム内の文字標準化について
- データの流れについて
- 質疑応答

第5回説明会

タスク#6に係る説明等

- 民間アプリ（医療機関向け）と民間アプリ（住民向け）の違いについて
- タスク#6に係る追加説明
- 先行実施に参加している民間アプリ（医療機関向け）事業者の紹介
- 民間アプリ（医療機関向け）に係る質問と回答
- 事業計画書の提出期限の再整理

7月15日

8月8日
本日

- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 3. 民間アプリ（医療機関向け）と民間アプリ（住民向け）の違いについて**
- 4. タスク#6に係る追加説明**
- 5. 先行実施に参加している民間アプリ（医療機関向け）事業者の紹介**
- 6. これまでの説明会でいただいた民間アプリ（医療機関向け）に係る質問と回答**
- 7. 事業計画書の提出期限の再整理**



- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 3. 民間アプリ（医療機関向け）と民間アプリ（住民向け）の違いについて**
- 4. タスク#6に係る追加説明**
- 5. 先行実施に参加している民間アプリ（医療機関向け）事業者の紹介**
- 6. これまでの説明会でいただいた民間アプリ（医療機関向け）に係る質問と回答**
- 7. 事業計画書の提出期限の再整理**

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 本説明会資料における用語の説明

用語	内容
健康管理システム標準仕様書3.1版の導入	標準仕様書3.1版への適合かつ、適合基準日をR10.4.1としている予防接種デジタル化機能を実装すること。
デジタル化	健康管理システム標準仕様書3.1版を導入した上で、タスク# 1～16を実施（# 4・5は任意）した後、住民がマイナポータルからデジタル予診票を入力できる状態になること。
民間アプリ（医療機関向け）	現在の先行実施で利用している民間事業者が開発したアプリ。予予・請求システムとの情報連携の仕様（入出力する情報の項目等）は国において示しており、それに準拠しているもの。
民間アプリ（住民向け）	PHRの情報管理・活用に向けて住民向けに提供されるサービス。 (例：妊娠期から子育て期まで、母親と子どもの健康管理や成長記録をデジタルで管理できるアプリ等)
PHR	Personal Health Record（パーソナルヘルスレコード）の略 生涯にわたる個人の健康・医療に関する情報（個人の健康や身体の情報を記録した健康・医療・介護などのデータ）

- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 3. 民間アプリ（医療機関向け）と民間アプリ（住民向け）の違いについて**
- 4. タスク#6に係る追加説明**
- 5. 先行実施に参加している民間アプリ（医療機関向け）事業者の紹介**
- 6. これまでの説明会でいただいた民間アプリ（医療機関向け）に係る質問と回答**
- 7. 事業計画書の提出期限の再整理**

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2. デジタル化するために必要なタスク一覧

- デジタル化するために、自治体には以下 # 1 ~ 16 (# 4・5 は任意) のタスクを実施していただく必要がある。
- 本説明会では、それぞれのタスクの内容について説明を行う。※現在準備中であり、整い次第、情報提供させていただく予定。

#	タスク	タスク内容	対応ページ
1	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールの検討及び導入	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールをシステム事業者と協議の上検討し、導入する	第1回
2	デジタル化に必要な予算の検討及び確保	デジタル化に必要となる予算の検討を行い、予算を確保する	第1回
3	PIA（特定個人情報保護評価）の実施	予予・請求システムの利用に伴うPIAを実施する	第1回
4 任意	個人番号利用に係る条例改正要否の検討及び改正手続 ※任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で対応が必要な場合のみ	任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で、個人番号利用条例に独自利用事務として規定がない場合は、条例改正を行う必要がある	第1回
5 任意	追加説明 ※任意接種の確認と改正要否の検討及び改正手続	デジタル化に伴う予防接種事務の運用変更内容と、自治体の諸規則との整合性を確認の上、改正要否を検討する。必要に応じて改正を実施する	第1回
6	民間アプリ（医療機関向け）と予予・請求システム間の情報連携に関する 民間事業者との利用契約の締結及びアプリ導入支援	民間アプリ（医療機関向け）と予予・請求システム間の情報連携に関して、民間事業者との利用契約を締結の上、医療機関でのアプリ導入の支援を実施する	第5回
7	集合契約システム、予予・請求システム利用規約への同意	集合契約システム、予予・請求システムの利用規約に同意する	第1回
8	自治体による集合契約システムへの委任状申請	集合契約システムに委任状申請を行う	第1回
9	医療機関等へのシステム利用規約同意書の配布・回収	医療機関等に対して、集合契約システムと予予・請求システムの利用規約同意書を配布・回収し、国保中央会に提出する	第1回
10	医療機関等に対する集合契約システムの委任状申請依頼	医療機関等に対して、集合契約システムへの委任状申請を依頼する	第1回
11	予予・請求システムへのマスタデータ登録	予予・請求システムに、対象の予防接種やサイトURL情報を登録する	第1回
12	予防接種事務委託契約の締結（自治体↔国保連合会）	国保連合会と予防接種事務委託契約を締結する	第1回
13	支払事務委託契約の締結（自治体↔国保連合会）	国保連合会と支払事務委託契約を締結する	第1回
14	住民への業務運用周知	デジタル化後の運用の変更点に関し、住民及び医療機関に対して説明・周知する	※
15	予予・請求システムへの対象者情報登録	予予・請求システムに、対象者である住民情報を登録する	第2回
16	予予・請求システムへの接種記録データ移行	予予・請求システムに、住民の過去の接種記録データを移行・登録する	第2回 9

デジタル化するための自治体スケジュール (最短でデジタル化する場合)

凡例 ■: 自治体必須作業

□: 自治体任意作業

#	タスク	R7年度				R8年度	
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q
	R7年度中に着手する必要のあるタスク						
	R8年度に入ったら着手する必要のあるタスク						
1	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールの検討及び導入						
2	デジタル化に必要な予算の検討及び確保						
3	PIA（特定個人情報保護評価）の実施						
4 任意	個人番号利用に係る条例改正要否の検討及び改正手続 ※任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で対応が必要な場合のみ						
5 任意	規則等の確認と改正要否の検討及び改正手続						
6	民間アプリ（医療機関向け）と予予・請求システム間の情報連携に関する民間事業者との利用契約の締結及びアプリ導入支援						
7	集合契約システム、予予・請求システム利用規約への同意						
8	自治体による集合契約システムへの委任状申請						
9	医療機関等へのシステム利用規約同意書の配布・回収						
10	医療機関等に対する集合契約システムへの委任状申請依頼						
11	予予・請求システムへのマスタデータ登録						
12	予防接種事務委託契約の締結（自治体↔国保連合会）						
13	支払事務委託契約の締結（自治体↔国保連合会）						
14	住民への業務運用周知						
15	予予・請求システムへの対象者情報登録						
16	予予・請求システムへの接種記録データ移行						

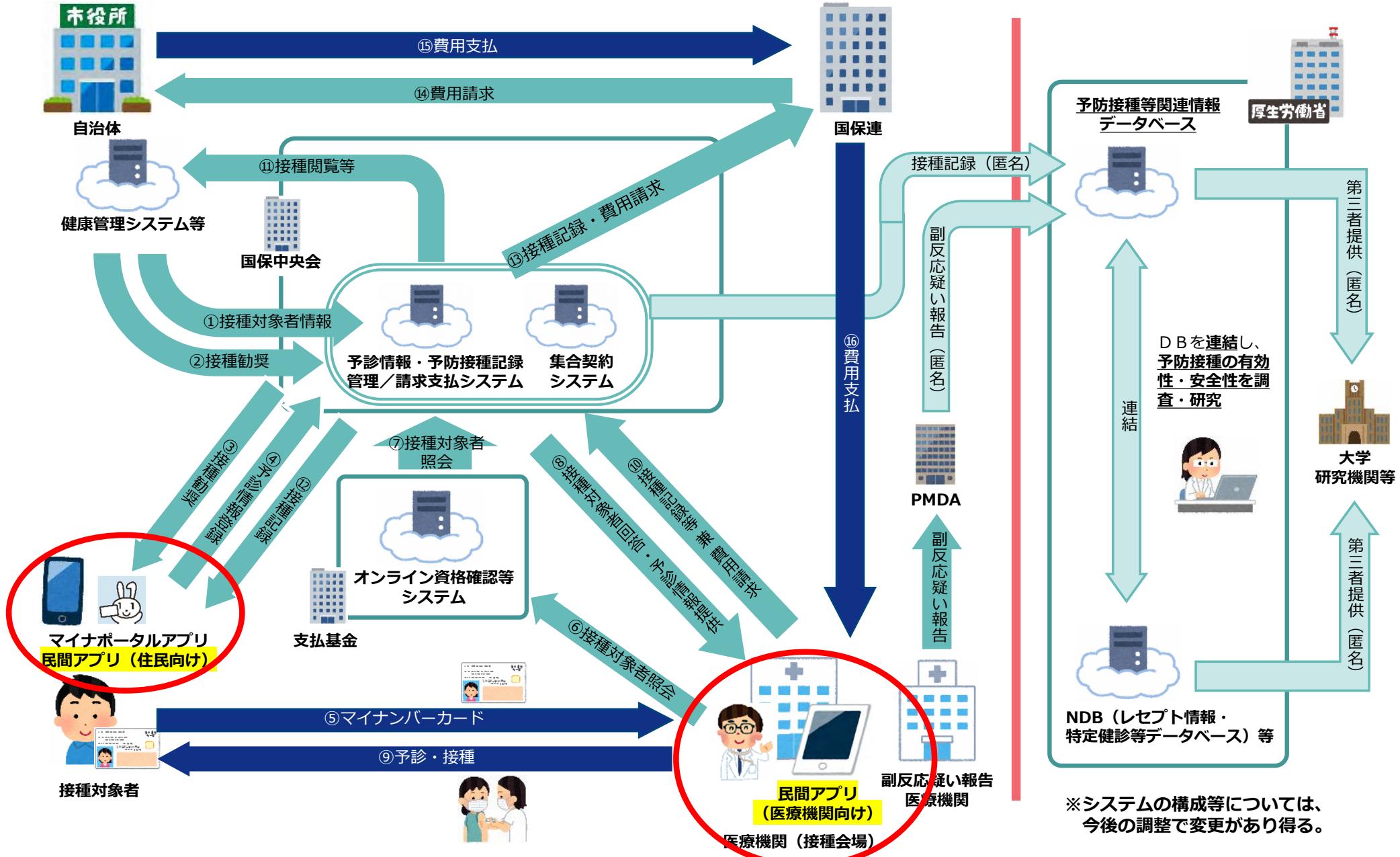
- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 3. 民間アプリ（医療機関向け）と民間アプリ（住民向け）の違いについて**
- 4. タスク#6に係る追加説明**
- 5. 先行実施に参加している民間アプリ（医療機関向け）事業者の紹介**
- 6. これまでの説明会でいただいた民間アプリ（医療機関向け）に係る質問と回答**
- 7. 事業計画書の提出期限の再整理**

ひと、暮らし、みらいのために



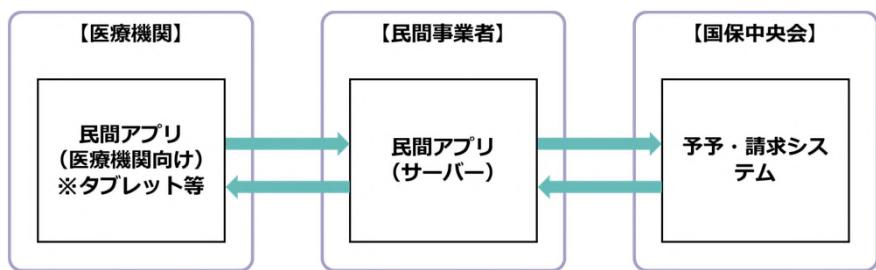
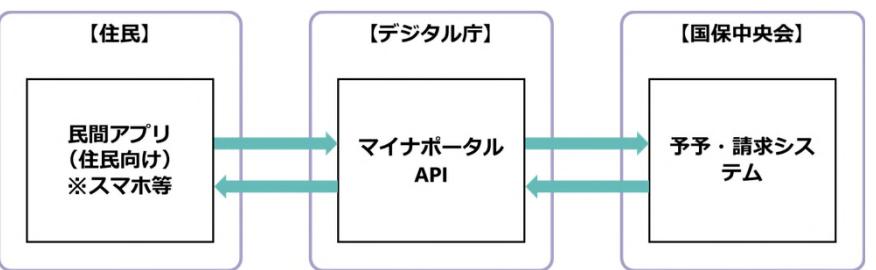
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

予防接種事務の運用フロー全体概要 -デジタル化後の運用（将来像）



民間アプリ（医療機関向け）と民間アプリ（住民向け）の違いについて

民間アプリは医療機関・住民向けに予防接種におけるサービスとして提供されている。今般のデジタル化にあたり、自治体で導入が必要なのは民間アプリ（医療機関向け）であり、民間アプリ（住民向け）の導入は任意である。

#	民間アプリ（医療機関向け）	民間アプリ（住民向け）
サービス概要	医療機関において予防接種事務を実施するためのアプリ ※デジタル化にあたり導入が必要	PHRの情報管理・活用に向けて住民向けに提供されるアプリ (例：妊娠期から子育て期まで、母親と子どもの健康管理や成長記録をデジタルで管理できるアプリ等) ※デジタル化にあたり導入は必須ではない
できること	・予防接種の資格確認 ・予診・接種（デジタル予診票の確認） ・接種記録の作成・登録 ・費用請求	・デジタル予診票の登録 ・過去の接種履歴の閲覧 ・接種済証のダウンロード ・その他民間アプリの独自機能（PHRの管理等）
契約主体	自治体	自治体
利用者	医療機関	住民
アプリが準拠すべき技術仕様	厚生労働省が公開する予予・請求システムとの接続に関する技術解説書及び予予・請求システムとの外部IF仕様書	デジタル庁が公開するマイナポータルAPI
システムイメージ	 <p>The diagram illustrates the architecture of the Medical Institution Version app. It shows three main components: 【医療機関】 (Medical Institution) containing the app itself, 【民間事業者】 (Citizen Service Provider) which acts as a server, and 【国保中央会】 (National Health Insurance Central Council) containing the Pre-Booking/Payment System. Double-headed arrows indicate bidirectional communication between the app and the server, and between the server and the central council system.</p>	 <p>The diagram illustrates the architecture of the Resident Version app. It shows three main components: 【住民】 (Resident) containing the app itself, 【デジタル庁】 (Digital Agency) containing the My Number Portal API, and 【国保中央会】 (National Health Insurance Central Council) containing the Pre-Booking/Payment System. Double-headed arrows indicate bidirectional communication between the app and the API, and between the API and the central council system.</p>

- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 3. 民間アプリ（医療機関向け）と民間アプリ（住民向け）の違いについて**
- 4. タスク#6に係る追加説明**
- 5. 先行実施に参加している民間アプリ（医療機関向け）事業者の紹介**
- 6. これまでの説明会でいただいた民間アプリ（医療機関向け）に係る質問と回答**
- 7. 事業計画書の提出期限の再整理**

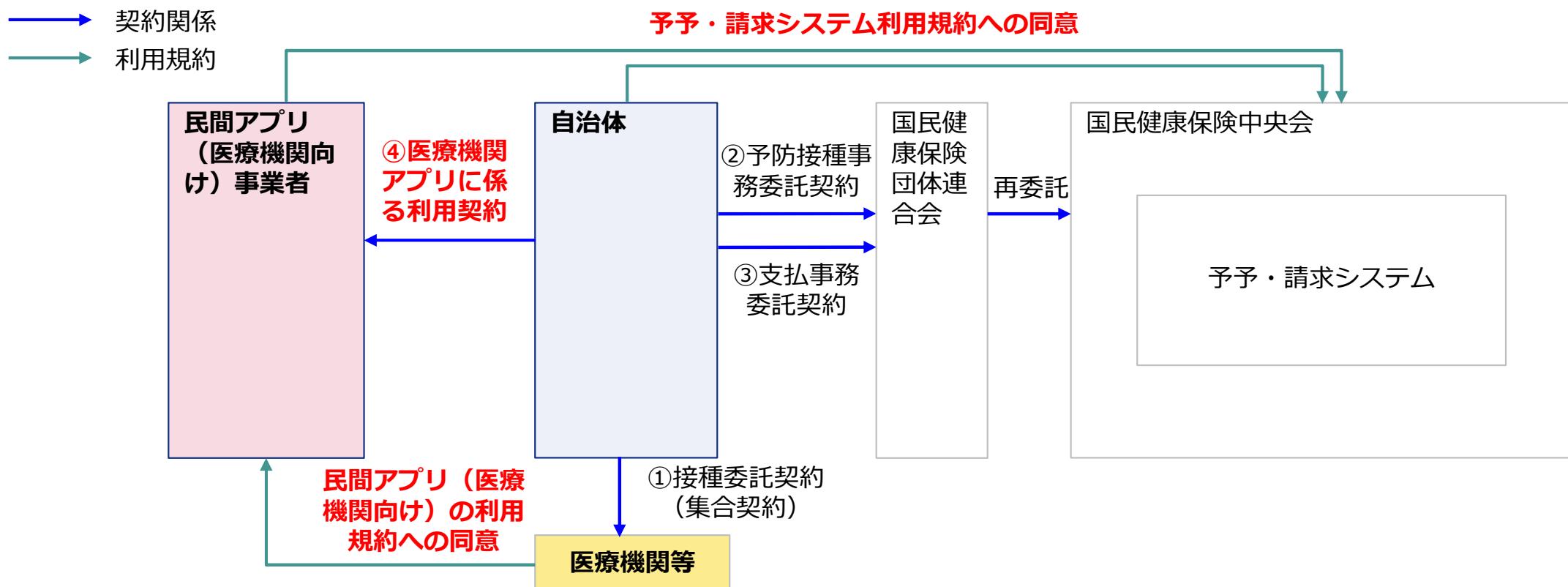
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

民間アプリ（医療機関向け）と予予・請求システム間の情報連携に関する民間アプリ（医療機関向け）事業者との利用契約の締結及びアプリ導入支援

- 民間アプリ（医療機関向け）と予予・請求システム間の情報連携に関して、自治体は民間アプリ（医療機関向け）事業者との利用契約を締結の上、医療機関におけるアプリ導入の支援を実施する。
- 自治体・民間アプリ（医療機関向け）事業者・医療機関等に同意いただく利用規約は以下のとおり。
 - **自治体・民間アプリ（医療機関向け）事業者**：予予・請求システム利用規約への同意（※）
(※) 民間アプリ（医療機関向け）と予予・請求システム間のAPI連携に係る利用規約も含む
 - **医療機関**：民間アプリ（医療機関向け）利用規約への同意



- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 3. 民間アプリ（医療機関向け）と民間アプリ（住民向け）の違いについて**
- 4. タスク#6に係る追加説明**
- 5. 先行実施に参加している民間アプリ（医療機関向け）事業者の紹介**
- 6. これまでの説明会でいただいた民間アプリ（医療機関向け）に係る質問と回答**
- 7. 事業計画書の提出期限の再整理**

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

先行実施に参加している民間アプリ（医療機関向け）事業者の紹介

- 先行実施に参加している民間アプリ（医療機関向け）事業者のサービスについては、本説明会の別紙として公開する資料及び各事業者のHPをご覧ください。
- 必要に応じて、各社の問い合わせフォームへ、デジタル化に向けた具体的な相談を行ってください。

	株式会社ミラボ	CMICTrust株式会社（シミックトラスト）
問い合わせ フォーム	https://mi-labo.co.jp/contact/	https://www.cmic-trust.jp/contact
会社紹介	https://mi-labo.co.jp/	https://www.cmic-trust.jp/
サービス紹介	別紙1を参照	別紙2を参照
メールアドレス ※	info@mi-labo.co.jp	ctr-pmm@cmic.co.jp

※問い合わせフォームをご利用できない場合はメールアドレスをご利用ください

上記2社に加え、本年9月中を目途に、予予・請求システムと接続するための技術解説書、IF仕様書等を開する予定ですので、民間アプリ（医療機関向け）の提供事業者は継続的に増えていく想定です。

(参考) 問い合わせフォームの流れ（株式会社ミラボ）

- 問い合わせフォームにて民間アプリ（医療機関向け）の導入時期をご回答ください。



フォームからの問い合わせの流れ



①資料請求をクリック

株式会社ミラボ / お問い合わせ
お問い合わせ
Contact

一般的なお問い合わせ
当社の製品や事業についてご質問などがある場合はこちらからお問い合わせください。

資料請求
当社の製品についての資料請求はこちらからご依頼ください。

採用応募
当社のメンバーと一緒に働きませんか？応募はこちらからお願いします。

②必須項目+自治体名を入力

資料請求
お名前 **必須**
姓 名

ご所属 **任意**
自治体名や会社名など入力してください

部署 **任意**
例) 管理部

役職 **任意**
例) 担当

メールアドレス **必須**
例) example@mi-labo.co.jp

電話番号 **任意**
例) 03-6821-8600

③導入時期を選択

資料をご希望の製品(複数選択可) **必須**

- mil-a-e おやこ手帳 (旧:子育てモバイル)
- mil-a-e 予防接種
- mil-a-e 健診
- mil-a-e 申請
- mil-a-e クーポン
- mil-a-e 予約 (旧:オンライン予約)
- mil-a-e 認証 (旧:MiID)
- 障害者支援アプリ
- 保育ICTサービス [hugmo]
- クラウド型デジタル教材 [らっこたん] / タイピング大会
- +Focus
- 地域通販サービス [prairie]
- *予予・請求システムに関するお問い合わせ (R8年度導入予定)
- *予予・請求システムに関するお問い合わせ (R9年度以降導入予定)

内容 **必須**
お問い合わせ内容をご入力ください

個人情報の取り扱いについて **必須**
 同意する
個人情報のお取扱いに関する同意事項に同意の上でお進みください。

④確認

※問い合わせフォームが使用できない場合

info@mi-labo.co.jp

(問い合わせフォームが使用できない場合は

上記メールアドレス宛にご連絡いただけますと幸いで
す。)

(参考) 問い合わせフォームの流れ（株式会社CMIC）

- 問い合わせフォームにて民間アプリ（医療機関向け）の導入時期をご回答ください。

お問い合わせ

～フォームからの問い合わせの流れ～

お問い合わせフォーム

CMIC Trust

お問い合わせ

①必須項目を入力

お名前（必須）
メールアドレス（必須）
会社名・団体名（必須）
部署名
電話番号（必須）
お問い合わせ種別（必須）

予防接種事務のデジタル化導入についてのご相談

②問い合わせ種別
「予防接種事務のデジタル化導入についてのご相談」を選択

問い合わせ先
CMIC Trust株式会社（シミックトラスト株式会社）

問い合わせフォーム
<https://www.cmic-trust.jp/contact>

③導入時期を選択
選択してください

④ご希望の問い合わせ内容を選択
導入相談（打ち合わせ実施＊オンライン実施可）
資料請求・情報収集
見積書請求
その他

⑤送信
プライバシーポリシーをご確認の上ご送信ください。
□ 同意します。

送信する

送信完了画面では医療機関アプリの紹介動画も
閲覧できますので、是非ご覧ください



問い合わせフォームが使用できない場合は下記メールアドレスにご連絡ください。

ctr_information@cmic.co.jp

- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 3. 民間アプリ（医療機関向け）と民間アプリ（住民向け）の違いについて**
- 4. タスク#6に係る追加説明**
- 5. 先行実施に参加している民間アプリ（医療機関向け）事業者の紹介**
- 6. これまでの説明会でいただいた民間アプリ（医療機関向け）に係る質問と回答**
- 7. 事業計画書の提出期限の再整理**

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

これまでの説明会でいただいた民間アプリ（医療機関向け）に関する質問と回答

質問内容	回答
医療機関は民間アプリ（医療機関向け）の導入が必須なのか？	<ul style="list-style-type: none">・医療機関の電子カルテシステムを利用した情報連携に関しては、早くとも令和9年度以降となる見込みであり、第2回説明会資料において医療機関の業務フローをご提示したように、当面のデジタル化は、民間アプリの利用を前提としています。・また、電子カルテシステムを導入していない医療機関も存在しますので、令和9年度以降においても、一部の医療機関において、民間アプリを利用し続けることになる想定です。・この民間アプリは、先行実施において既に医療機関においてご利用いただき、アプリの改善も随時行われているものであり、今後利用する医療機関においても、大きな支障なく導入いただけるものと考えています。・なお、医療機関と予予・請求システムとの間の情報連携のための民間アプリの利用料に関しては、国からの補助を検討したいと考えています。
医療機関が使用している電子カルテに、民間アプリ（医療機関向け）の機能を付加し、予予・請求システムへ情報連携するような形になるのでしょうか。もしくは、電子カルテと民間アプリは全く別のシステムで、それぞれに接種履歴を登録しなければいけないのでしょうか。	民間アプリ（医療機関向け）と電子カルテは別システムとなりますので、民間アプリ（医療機関向け）を使用する場合は、接種記録を別途電子カルテに保存する必要があります。
令和9年度以降において、電子カルテシステムを導入していない医療機関が利用する民間アプリ（医療機関向け）の利用料は、自治体の費用負担となるということでしょうか。	電子カルテシステムを利用した情報連携に関しては、早くとも令和9年度以降となる見込みです。そのため、当面は民間アプリ（医療機関向け）の利用を前提としております。なお、民間アプリ（医療機関向け）の費用負担に関する補助も、今後財政当局と調整してまいります。
医療機関が利用するタブレットは国から配布されるのでしょうか。	タブレットについて、国から配布する予定はありません。現時点では、民間アプリ（医療機関向け）を提供する企業からのリース等を前提としています。なお、8年度、9年度においては、その費用の補助を検討しております。
当町では独自に予防接種アプリを開発し運用するところです。これは、マイナンバーカード未所持者もデジタル化のメリットを享受できるものです。このアプリシステムと予予請求システムとの情報連携の仕様に準拠していればデータ連携可能でしょうか。	国としては、情報の利活用推進の観点から、紙の受診票と並行しつつ、マイナンバーカードによる受診を推進していくべきと考えています。お見込みのとおり、予予・請求システムとの連携に係るマイナポータルAPIを利用すれば、予予・請求システムとの情報連携は可能となります。

これまでの説明会でいただいた民間アプリ（医療機関向け）に関する質問と回答

質問内容	回答
民間アプリ（医療機関向け）と予予請求システムとの情報連携の仕様について、再度お示し願えないでしょうか。	当該仕様は現在準備中であり、まだ公開されていないところですが、9月中を目途として公開予定です。
民間アプリ（医療機関向け）について、複数の事業者がある場合、医療機関ごとに異なる事業者と契約することは可能か。 (例：○○病院はA事業者、▲▲クリニックはB事業者、など)	自治体ごとのアプリの導入方針にも依るところと考えられ、予算面や調整コスト等が許容できるのであれば、可能であると考えます。

- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 3. 民間アプリ（医療機関向け）と民間アプリ（住民向け）の違いについて**
- 4. タスク#6に係る追加説明**
- 5. 先行実施に参加している民間アプリ（医療機関向け）事業者の紹介**
- 6. これまでの説明会でいただいた民間アプリ（医療機関向け）に係る質問と回答**
- 7. 事業計画書の提出期限の再整理**

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

事業計画書の提出方法と提出期限等

今般の # 6 に係る情報提供に伴い、デジタル化の時期等に係る事業計画書の提出期限について、以下のとおり整理させていただく。

事業計画書

- 提出方法：「一斉通知・調査システム」にて回答
- 提出期限①（令和 8 年度にデジタル化を予定している自治体）：8月 1 日（金）17 時〆切
※8/1に提出済の場合でも、今回の説明を受けて内容を修正する場合は再提出をお願いします（期限：8/15（金））
- 提出期限②（令和 9 年度以降にデジタル化を予定している自治体）：8月 15 日（金）17 時〆切
※期限どおり8/15までに提出をお願いします。その上で、今回の説明を受けて内容を修正する場合は随時再提出をお願いします
- **8月15日以降の再提出方法**：8月 15 日までに提出した事業計画書を差し替える必要が生じた場合は、「一斉通知・調査システム」から修正をしてください。
その上で、修正した旨を、**必ず**厚労省予防接種課宛 (yoboseshu@mhlw.go.jp) 宛にメールでご連絡ください。

今後の予定

- 6月30日（月）～7月4日（金）：アンケートの作成・提出（令和 8 年度にデジタル化を予定している自治体のみが対象）
- 6月30日（月）～8月1日（金）or 8月15日（金）：事業計画書の作成・提出
- 8月下旬：事業計画書の結果とりまとめ
- 9月上旬：全自治体にとりまとめ結果の共有
- 9月以降：令和 8 年度中にデジタル化を予定している自治体に対して、デジタル化のためのフォロー（※）を開始
(※集合契約アカウントの発行やデータ移行の時期等のスケジュール立て、各種システムの使用方法説明 等)

《事務連絡》 予防接種事務のデジタル化へのご質問について

本説明会の内容に係るご質問

以下の質問フォームにて質問を送信してください。

【質問フォーム】

<https://www.secure-cloud.jp/sf/business/1743985748MMDicHIC/index>

※質問については、**最終締切：8月15日（金）17時（予定）まで**受け付け、後日全体に回答を共有させていただきます。

先行実施・デジタル化全般に係るご質問

都道府県を介して、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課まで
メールでご連絡ください。

【連絡先】 yoboseshu@mhlw.go.jp

※上記質問フォーム閉鎖後の**先行実施に係るご質問は、実施自治体宛ではなく厚労省予防接種課宛**にお願いします。